

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 交付対象事業	2 交付対象者	3 交付対象経費	4 交付率	5 事業計画書の提出	6 交付申請の時期	備 考
全事業共通		工事請負費については、県内事業者が施工を行うものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。				
単独事業 (当該年度又は翌年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費)	1/2	○	(1)当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで (2)当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで	起債対象外
単独事業 (後年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される起債償還金に係る交付税措置相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで (2)当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで	起債対象
浜の活力再生交付金事業 (当該年度又は翌年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される国庫交付金相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで (2)当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで	起債対象外
港整備交付金事業 (当該年度又は翌年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される国庫交付金相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで (2)当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで	起債対象外
港整備交付金事業 (後年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される国庫補助金相当額及び起債償還金に係る交付税措置相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで (2)当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで	起債対象

漁港機能増進事業 (当該年度又は翌年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される国庫補助金相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで (2)当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで	起債対象外
水産物供給基盤機能保全事業 (後年度交付)	市町漁港管理者	第1種漁港の維持浚渫砂を周辺の砂浜海岸(背後地に県管理施設がない市町管理の漁港海岸を除く。)へサンドリサイクル(養浜)するために必要な経費(運搬投入(運搬敷均し)経費及びその他県が必要と認めた経費から、その財源に充当される国庫補助金相当額及び起債償還金に係る交付税措置相当額を控除した額)	1/2	○	(1)当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで (2)当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで	起債対象